

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成24年3月2日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課 監督課長 友住弘一郎 専門監督官 嶋本 輝樹 電話 073(488)1150 FAX 073(475)0113
--------	---

## ビルメンテナンス業等の労働条件自主点検結果

- 約47%の事業場で何らかの問題がみられる -

厚生労働省和歌山労働局（局長 神田義宝）は、労働条件に関する相談が増加傾向にあることから、和歌山県内のビルメンテナンス業をはじめとした建物管理サービスを行う事業場等に対して、一般的な労働条件等に関する自主点検を行った。

自主点検の結果、有効な回答があった事業場のうち約47%の事業場で、基本的な労働条件や安全衛生管理等に関する事項について何らかの問題がみられた。

和歌山労働局では、平成24年度において、労働条件に問題のあるビルメンテナンス業等の事業場に対する監督指導を実施することなどにより、法定労働条件の確保・改善を図ることとしている。

### 1 ビルメンテナンス業等を行う事業場に自主点検を実施

和歌山県内でビルメンテナンス業等を営む455事業場に対し、チェックリストの郵送により労働条件に関する自主点検を行った。このうち、221事業場（48.6%）から有効な回答があった。

### 2 47.1%の事業場で何らかの問題がみられる（別添）

有効回答のあった221事業場のうち、47.1%で労働基準法・労働安全衛生法等に関する何らかの問題がみられた。主な問題点としては、

就業規則（パート就業規則を含む）を整備していない

有期契約労働者に対し、契約更新の有無・基準などを示していない

雇入れ時に労働条件を書面で通知していない

時間外労働を適正に行っていない

年次有給休暇（パート労働者を含む）を与えていない

法令、就業規則などが十分周知されていない

安全衛生管理体制が十分整備されていない

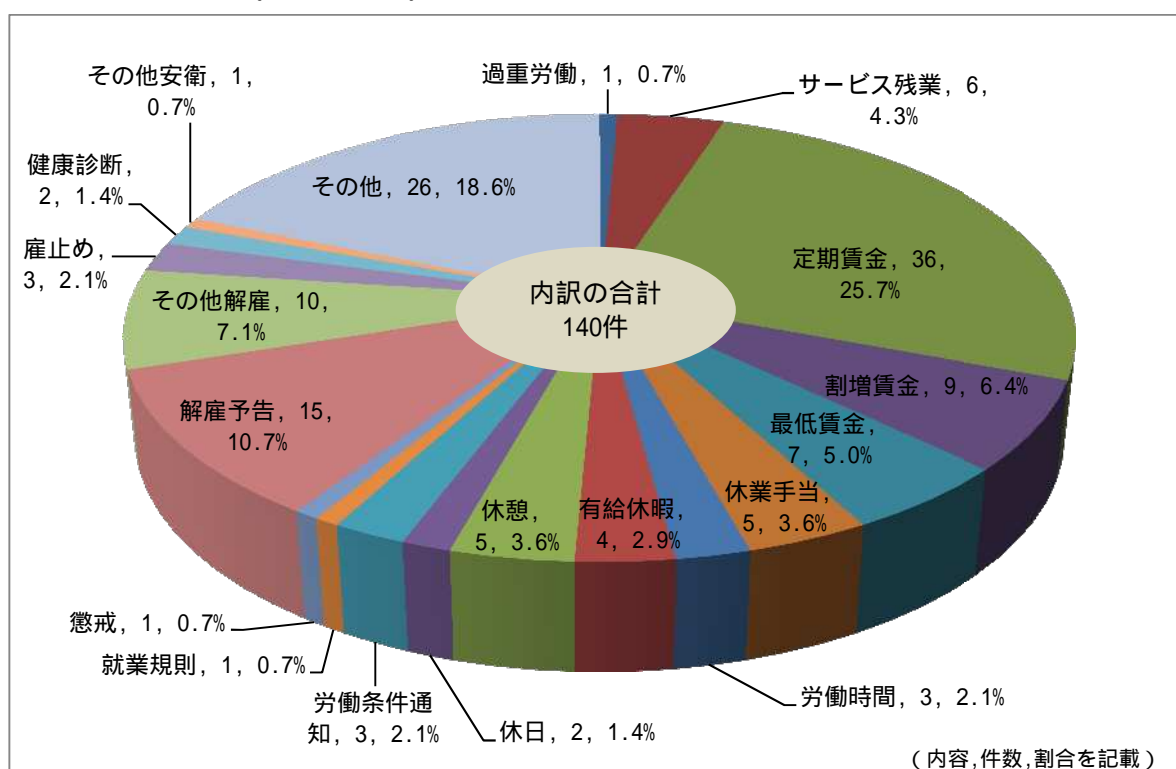
などがあげられる。

### 3 ビルメンテナンス業等の事業場に係る労働相談の傾向等

和歌山労働局における、ビルメンテナンス業等を含む清掃・と畜業の事業場に係る労働相談件数は、平成 19 年の 48 件に対し、平成 20 年 74 件、平成 21 年 103 件と急増し、平成 22 年においても 99 件と高水準にある。

相談内容では、平成 22 年の労働相談の内容を見ると、定期賃金に関する相談が 36 件（25.7%）と最も多く、以下、解雇予告 15 件（10.7%）、その他解雇（解雇制限・解雇理由証明など）10 件（7.1%）、割増賃金に関する相談 9 件（6.4%）となっている。

相談内容の内訳（平成 22 年）



注：相談が複数の内容に及ぶ場合、複数計上。

#### [ 主な相談事例 ]

事例 1 「定期賃金」	一身上の都合で退職を申し出たところ、賃金の支払日になっても当月分の賃金が支払われない。
事例 2 「解雇予告」	体調不良で早退したところ、翌朝、社長から電話があり、もう来なくていいと告げられ、即時解雇された。解雇予告手当を請求したが支払われない。
事例 3 「割増賃金」	忙しくて休憩時間が取れず、時間外労働も多いにもかかわらず、出勤簿に押印するだけで、適正な労働時間管理がなされておらず、時間外手当が適正に支払われない。

## ビルメンテナンス業等における労働条件の自主点検結果について

## 1 自主点検対象

和歌山県内のビルメンテナンス業等の建物管理サービスを行う全 455 事業場。

## 2 自主点検回答状況

上記事業場に対し、和歌山労働局より労働条件チェックリストを平成 23 年 12 月に発送。

対象事業場数 455 事業場

返信数（平成 24 年 2 月 10 日時点） 332 事業場（返信率 73.0%）

返信があった事業場のうち、無効な回答 111 事業場（あて先不明等により未送達または労働者なし等で労働基準法等の適用対象外 95 事業場、任意調査であること等を理由に自主点検未実施 16 事業場）

自主点検有効回答数（ - ） 221 事業場（対象事業場の 48.6%）

表 1 管轄署別（事業場所在地）の返信・回答状況

署	発送事業場数	返信数	返信率	有効回答数	有効回答率
和歌山	244	180	73.8%	124	50.8%
御坊	40	25	62.5%	16	40.0%
橋本	41	34	82.9%	21	51.2%
田辺	99	72	72.7%	42	42.4%
新宮	31	21	67.7%	18	58.1%
合計	455	332	73.0%	221	48.6%

## 3 自主点検結果

(1) 自主点検の回答があった 221 事業場について、回答結果を分析した。

表 2 署別（事業場所在地）の回答結果

署	合計			10人未満及び不明			10人以上50人未満			50人以上		
	事業場数	問題有	率	事業場数	問題有	率	事業場数	問題有	率	事業場数	問題有	率
和歌山	124	56	45.2%	77	44	57.1%	37	8	21.6%	10	4	40.0%
御坊	16	10	62.5%	12	9	75.0%	4	1	25.0%	0	0	0.0%
橋本	21	9	42.9%	8	4	50.0%	12	5	41.7%	1	0	0.0%
田辺	42	18	42.9%	19	12	63.2%	18	5	27.8%	5	1	20.0%
新宮	18	11	61.1%	9	6	66.7%	7	4	57.1%	2	1	50.0%
合計	221	104	47.1%	125	75	60.0%	78	23	29.5%	18	6	33.3%

(注) 1 いずれかの項目にひとつでも×印が付けられた事業場数は問題有とした。

2 適用がある項目であるにもかかわらず未回答あるいは適用なしとしている項目については×印とみなしてカウントした。

(2) 自主点検の項目別の回答結果は以下の通り。就業規則、有期労働契約、時間外労働、年次有給休暇、法令等の周知に関して問題が多い傾向がみられる。

また労働安全衛生管理に関する項目は全般的に問題が多い傾向が見られる。

表3 自主点検項目別の回答結果

問	点検項目	適用事業場数	問題有	有問題率
1	就業規則作成・届出（10人以上） 労基89条	117	6	5.1%
2	パート就業規則作成・届出（10人以上） 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針	110	9	8.2%
3	就業規則変更時の届出（10人以上） 労基89条	114	16	14.0%
4	書面による労働条件通知 労基15条	221	18	8.1%
5	有期労働契約の期間・更新等の通知 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準	177	14	7.9%
6	労働時間（週40時間、1日8時間） 労基32条	221	4	1.8%
7	労働時間の適正な算定（会議・研修・送迎等） 労基32条	220	5	2.3%
8	労働時間の適正な把握（タイムカード等） 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準	221	6	2.7%
9	時間外・休日労働（36協定の届出・運用） 労基36条	193	13	6.7%
10	36協定（限度基準の遵守） 労働時間の延長の限度等に関する基準	192	11	5.7%
11	休憩時間 労基34条	218	1	0.5%
12	休日 労基35条	221	2	0.9%
13	賃金の支払い（方法、時期、控除等） 労基24条	221	1	0.5%
14	最低賃金 最賃4条	221	1	0.5%
15	時間外労働等に対する割増賃金 労基37条	199	5	2.5%
16	年次有給休暇 労基39条	221	25	11.3%
17	労働者名簿・賃金台帳の作成・保存 労基107、108、109条	221	2	0.9%
18	安全管理者・衛生管理者・産業医の選任（50人以上） 安衛12、13条	33	2	6.1%
19	安全委員会・衛生委員会の開催（50人以上） 安衛19条	33	3	9.1%
20	安全衛生推進者の選任（10人以上50人未満） 安衛12条の2	97	8	8.2%
21	安全衛生教育の実施 安衛59条	221	34	15.4%
22	腰痛対策・交通事故対策の実施	221	50	22.6%
23	雇入時・定期健康診断 安衛66条	210	22	10.5%
24	健康診断の事後措置 安衛66の4、66の5、66の6条	208	20	9.6%
25	法令・就業規則等の周知 労基106条	219	28	12.8%

(注) 1 適用事業場数：問の項目が適用される事業場数。問1～3、18～20については、労働者数未回答であっても適用ありとして回答があった場合を含む。

2 労基：労働基準法、最賃：最低賃金法、安衛：労働安全衛生法